

## 国立大学法人大分大学客員研究員規程

平成18年1月18日制定  
平成18年規程第1号

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）において研究活動に従事する役員及び職員以外の研究者（外国人及び教育学部附属教育実践総合センターの客員研究員は除く。以下「客員研究員」という。）の受入れに関し必要な事項を定め、法人における学術研究を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局のうち、事務局を除く部局をいう。

2 この規程において「部局長」とは、前項に規定する部局を掌理する者をいう。

### (受入資格)

第3条 客員研究員として受け入れができる者は、法人の研究に関連する分野において相当の研究業績を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 研究機関において研究に従事している者
- (2) 大学等の高等教育機関において教育研究に従事している者
- (3) その他の研究者で博士の学位を有する者又は同等の能力を有する者

### (受入申請)

第4条 客員研究員を受け入れようとする教員は、部局長に申請する。

- 2 部局長は、教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、地域経済社会教育開発センター運営委員会、学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、学長に申請する。
- 3 前項の申請は、受入開始希望日の1月前までに行わなければならない。ただし、学長が認める場合はこの限りでない。
- 4 第1項及び第2項の申請は、別に定める客員研究員受入申請書により行う。

### (受入承認)

第5条 学長は、法人の教育又は研究に支障がないと認める場合、受入れを承認する。

- 2 学長は、客員研究員の受入れを承認したときは、別に定める客員研究員受入承認通知書により部局長に通知する。
- 3 客員研究員として受け入れた者には、別に定める国立大学法人大分大学客員研究員証を交付する。

### (受入期間)

第6条 客員研究員の受入期間は、1月以上1年以内とする。ただし、学長が認める場合は受入期間を延長することができる。

### (受入期間の延長申請)

第7条 前条ただし書による受入期間の延長は、部局長が教授会等の議を経て、学長に申請する。

- 2 前項の申請は、受入期間満了日の1月前までに行うものとする。ただし、学長が認める場合はこの限りでない
- 3 第1項の申請は、別に定める客員研究員受入期間延長申請書により行う。

### (受入期間の延長承認)

第8条 学長は、法人の教育又は研究に支障がないと認める場合、受入期間の延長を承認する。

- 2 学長は、受入期間の延長を承認したときは、別に定める客員研究員受入期間延長承認通知書により部局長に通知する。
- 3 受入期間を延長した者には、別に定める国立大学法人大分大学客員研究員証を交付する。

(施設等の使用)

第9条 客員研究員には、研究活動に必要な法人の施設、設備等（以下「施設等」という。）を法人の教育又は研究に支障のない範囲で使用させることができる。

- 2 客員研究員は、故意又は過失により、施設等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(経費の負担)

第10条 客員研究員の受け入れ及び研究に必要な経費は、受け入れる部局の負担とする。

(終了証明書の交付)

第11条 客員研究員の受入期間が満了した場合において、当該研究員から請求があったときは、学長は、当該研究の終了を証明する。

- 2 前項の請求は、部局長を通じて別に定める客員研究員研究終了証明書交付請求書により行う。
- 3 学長は、前項の請求に基づき、別に定める客員研究員研究終了証明書により研究の終了を証明する。

(待遇)

第12条 法人は、客員研究員に、給与を支給しない。なお、寄附金等の外部資金をもって旅費及び滞在費の全部又は一部を支出することができる。

(事故等による傷病等の治療等)

第13条 客員研究員が研究従事中に発生した事故により傷病等の治療を要する場合は、法人に重大な過失、施設等に瑕疵がある場合を除き、その費用は客員研究員が負担するものとする。

(内部規則の遵守)

第14条 客員研究員は、法人の内部規則を遵守しなければならない。

(事務)

第15条 客員研究員の受け入れに関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月18日から施行する。

附 則（平成20年規程第44号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第35号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第95号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第15号）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第4号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第28号）

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第1号）

この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則（令和7年規程第35号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。